

第十三回 参議院人事委員会會議録第十七号

昭和二十七年五月六日(火曜日)午前十一時九分開会

委員の異動

本日委員森崎隆君及び平井太郎君辭任につき、その補欠として岡田宗司君及び岡田信次君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 カニエ邦彦君
理事 宮田 重文君
千葉 信君

委員

岡田 信次君
薄口 三郎君
岡田 宗司君
木下 源吉君
紅露 みつ君

事務局側

常任委員会専門員 川島 孝彦君
常任委員会専門員 熊盛御堂定君

本日の會議に付した事件

○一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(カニエ邦彦君) 只今より人事委員会を開会いたします。

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。本議案につきましては、三月十一日衆議院から送付になりました。本委員会におきましては相宜な日時を費

し、検討の上に検討を重ねられまして、そうして漸く前回の委員会において一つの結論が見出されたわけでありまして、従つてこれに対するところの質疑は各委員ともないものと委員長は考へるのでありますが、なお御質疑のあるかたがあれば御発言を願ひたいと思います。なお質疑がなければ、質疑を打ち切り、討論に入りたいと思ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(カニエ邦彦君) 只今質疑の必要がない、異議ないという御発言でありますから、さう決定いたしました。

それでは質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(カニエ邦彦君) 異議ないものと認めます。よつてそれでは本法律案に対して討論を願ひます。本法律案について御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。

なお委員長より、前回の委員会において御承認を頂いております修正案を提案したいと思ひます。内容につきましては、お手許に配付してありますので省略させて頂きたいと存じます。それでは討論を願ひます。

○木下源吉君 私は修正案に賛成のものであります。ただ私はこの修正に當りまして独自の案を以て皆さんに御相談申し上げたのでありますが、即ち當時の第一案並びに第二案でございますが、然るに本委員会においては殆んど

各委員の熱心なる御検討の結果、現状においてはいよいよ本修正案が妥當であるという結論が生れましたので、私は第一案並びに第二案を固執するものではありませぬけれども、これは皆さんも御了承願へると思ひるのであるが、いづれかの日にはこの第一案、第二案というような案が本委員会において実現するものという考へを持つております。従ひまして、いろいろ客觀情勢の制約もありますので、この際は本修正案が最も妥當なものと、こう考へまして、いよいよ御同意をする意味で賛成をするものであります。

○千葉信君 私は本修正案に対して賛成いたしました。勿論私もこの修正案が完璧なものだとは考へておりませんけれども、併しながら現状においては、特にその調査対象が全国に跨るという点、従つて又その調査に相當な機構が確立充實されなければならぬにかかわらず、その点についての機構の確立等が容易に行えないという現状であります。又私も修正するに當つて

の時間的な制約もございまして、私どももこの問題のよりよい完全な修正のために、將來もつと努力するといふ前提の上に立つて一応本案に対してこの際賛成をいたします。以上です。

○宮田重文君 私もこの修正案に対して賛成をするものであります。本修正案は、三月以来各党の共同努力によつて進められたものであります。その間、先ほど木下委員からもお話のように、第一案、第二案なるものが出た

のであります。これらに對しましては、我々はその案の作成等については十分慎重な検討を加えられたながら、又努力をされたながら作られた案として一応の敬意を表したのであります。けれども、先ほど木下委員も仰せられるように、各党一致した意見の下に本修正案が進められ、最近における現地のいろいろな要望その他も十分取上げて、私どもはそういう実情に即したものを作るといふ考への下に、この修正案を努力をしたわけでありまして、現状においては本修正案は一番現状に即するような形において進められたもの、こう考へてよろしいのではないかと考へております。但しいろいろな過程におきまして、一応この本修正案とい

えども仔細に検討します場合に、なお私も全国的には相當な均衡を果して得ておるかどうかという点について疑ひなきを得ない面もなきにしもあらずでありますけれども、私どもは、一番正しい皆様方の御意見によつてできたものであるから、現在当委員会として最も妥當な線が出てゐる。併し更に人事院が勧告の際にいろいろと検討を進められた、それらの面等も或いは考へ合わせ、更に全国的な面について相當考慮を払う場合には、本修正案といへども、或いは多少完全を期し得ないような面があるのではないかと考へることも半面憂へざるを得ないのであります。そういう面と、それから本修正案が相當な予算を伴うことが必然でありますから、そういう

面から考へますれば、現在我々が決定いたしております二十七年度の予算において、どの程度これを処理できるかといふことについても相當な考慮が払われなければならない、こういうふうにも考へるのでありますけれども、時間的にもそれらの検討を仔細に加へる時間もなく、多少の不十分さは私どもも考へつつも、目下の状況においては本修正案をできるだけ各党修正案として通過に努力するようなことが一番適切な方法である、かように考へますので、本修正案に對し実現可能なような本委員会としても御取進め方をさうにいたしたい、かような意味におきまして、修正案に對して賛成をするものであります。

○紅露みつ君 私も本修正案に賛成をするものであります。二月人事院の勧告がなされましたから、引續いて各委員とも熱心に修正案を練つて参つたのでございまして、何分三月の十一日には衆議院を通過しておりますので、時間の關係で完璧が期せなかつたといふことは、これは大変に残念だと思ひます。現に今朝も各地から修正案に対する希望の陳情書が参つておりまして、これをこゝへ取入れることのできないといふことを大変残念に存じます。何分全国の地域に跨つておりますので、可能なあらゆる資料を集めた案でございまして、これがよいと決定いたしますといふと、相當全国的には又アンバランスも指摘されるであらうと思ひますので、將來において、こうしたところはなお合理的に立派な

ものにして行かなければならないと、かように存じます。取りあえず時間の関係等もありまして、本案に賛成をいたす次第であります。

○溝口三郎君　私は本修正案に対して賛成をいたします。政府の今回提案いたしました一般職の職員の給与に関する法律の改正案は、新たに三百六十四市町村について勤務地手当の支給地域追加指定と、地域給の格上を行わんとするものでありまして、その所要経費の約七億は既定の一般及び特別会計のうちで賄うことができるかとされておるのでございます。現行の地域給は昨年の十月一日から実施されているのであります。人事院はその後の物価、生計費等の推移に鑑み、本年の二月十二日に本案と同様な改正意見を申出しまして、政府がこれを改正意見通り改正案として提案したものでありまして、この本案については全面的に私は賛成するものであります。

然るに、本改正によりまして、その線上に漏れました未指定地域はなお一八八〇%もあり、又地域給の格上げを必要とするものも多数ありまして、人事院もそれらの事情を認めているものもあるけれども、財源の都合もあつて一応政府案のところで線が引かれているようにも思えるのですが、これを実行いたしますと、線に漏れたものとの間には非常に大きなアンバランスを生ずることになるので、本案の審議が非常に困難になつて本委員会も二月月に亘つて審議をされておるのでございます。

公務員は国家公務員法におきまして身分の保障等特別の保護が受けられてはおりますが、同時に個々の根本基準

に従ひまして誠実に職務に専念すべき職務を課せられておりますし、殊に団体交渉権、団体行動権等も制限されておりますて、当然支給されていい給与

も政府の都合等で公平に支給されないならば、安心して安んじて職務に専念することはできないのみならず、そのまま不満不平を抱いて泣寝入りをしなればならないようなやり方は、これらの公務員に対して救済の措置をとつてやらねばならないことは当然であります。本委員会は、そのために二カ月に亘りまして、アッパランスをできるだけ是正することに努めたのでございますが、政府は七億以上に財源があるにもかかわらず、更に追加指定を増加するかどうか、その経費は賄い得るかどうかという点については今日まで明確に説明をしていないのでございます。修正案を本委員会では第一案、第二案というものを決議いたしましたし、政府と交渉いたしましたのでございますが、

会においては、最終案として各党、各委員等の特寄つた七百地区のうちで厳選したものを、この修正案として修正することにしたのでございますが、これは最小限度の必要なものであるものでございます。政府は速かにこの経費の支出の方法を講じて、本修正案に基いて公務員に対して公平な給与を支出して、安んじて職務に専念さしてもらいたいということを希望するのでございます。財源を捻出するためには、不正当に支出していられる費用も相当

な額に上つてゐることは、会計検査、行政監査等の結果判然しているのです。といふ。それらの費用を節約して、

この修正に要する経費等に振向けても
らうように努力をしてもらいたいの
でございませう。なお近く行政機構改革に
当りましては、徹底した行政整理も併

せて行なつて、できるだけ不用不急の人員は整理して適材適所の人員配置を行い、余裕のできた経費を以て公務員の待遇を改善して、能率向上を目標として、これらの措置を講じて頂きたいのでございます。本修正案は率直に見ますれば、なお研究する余地のあることとあるのでございまして、万全のものとは言えないのでありますが、個々のものにつきましては、なお批判もあらうと思いますが、緊急止むを得ないもののみを計上したものでありますから、人事院は引続いて官署指定、僻地手当等でそれらのアンバランスの是正をも考究しており、又給与ベースの改訂も行わんとしているようでございますが、至急にそれらの措置を講ずる必要があるのでございますが、その際

においても、その地域給の均衡については特に検討を加えられたいのでございます。なお地域給、寒冷地手当、僻地手当に官署指定等を含めた給与体系については、今まで相当な給与体系なつていて多くの問題を残しているのでございますが、これらの給与体系については振出しに戻つて、根本的に検討を加えてもらいたいののでございます。

以上の理由を以ちまして、修正案に賛成をいたすものであります。

○委員長(カニエ邦彦君) それでは討論は全部終結したものと認めて御異議

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(カニエ邦彦君) それでは一

般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決をいたします。

先ず委員長提案の修正案を議題に供

します。本修正案に賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(力ニエ邦彦君) 全会一致でございいます。よつて本修正案は可決されました。

次に修正にかかると部分を除いて、衆議院送付の法律案全部の問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(力ニエ邦彦君) 全会一致でございいます。よつて一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致を以て修正可決されました。

それでは御賛成になられたかたの御署名を願います。

多数意見者署名
宮田 重文 千葉 信
岡田 信次 木下 源吾
溝口 三郎 紅露 みつ
○委員長(カニエ邦彦) なお委員長
の口頭報告の内容は、先例によりまし
て委員長に御一任願うことに御異議ご
ざいませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(カニエ邦彦) それではさ
よう決定いたします。(拍手)
それでは御署名漏れはございません
か……。御署名漏れはないものと認め
ます。それでは本日の委員会はこれに

て散会いたします。

午前十一時三十四分散会

五月二日本委員会に左の事件を付託された。

一、福岡県福岡市の地域給に関する請願(第一八四三号)

- 一、福岡県古賀町の地域給に關する請願(第一八四四号)
- 一、福岡県太宰府町の地域給に關する請願(第一八四五号)
- 一、福岡県志賀島村の地域給に關する請願(第一八四六号)
- 一、北海道富良野町の地域給に關する請願(第一八四七号)
- 一、北海道美幌町の地域給に關する請願(第一八四八号)
- 一、北海道平取町の地域給に關する請願(第一八六五号)
- 一、福岡県和白村の地域給に關する請願(第一八六六号)
- 一、岐阜県揖斐町の地域給に關する請願(第一八六七号)
- 一、高知県の地域給に關する請願(第一九三三号)

一、高知市の地域給に関する請願
(第一九三四号)
一、静岡県島田市の地域給に関する
陳情(第九七六号)
一、熊本県大津町の地域給に関する
陳情(第一〇〇四号)
一、高等学枚校教職員の給与に関する
陳情(第一〇一一号)
一、愛知県塩津村の地域給に関する
陳情(第一〇一六号)

第一八四三号 昭和二十七年四月十
九日受理

福岡県福岡市の地域給に関する請願

請願者 福岡県八女郡福島町
中島一之外二百名
紹介議員 吉田 法晴君

地域給の指定については、福岡県福島町が他の類似地区に比していちじるしく不均衡なる低位に決定せられてゐるから、すみやかに当町の地域給を引き上げられたいとの請願。

第一八四四号 昭和二十七年四月十九日受理

福岡県古賀町の地域給に関する請願
請願者 福岡県粕屋郡古賀町福岡電波監視局内 吉田 二二六

紹介議員 吉田 法晴君

福岡県古賀町は、福岡市の東方約四十キロ、北九州地区の西方約三十キロの間に位し、交通至便と平坦な地の利に恵まれているため、官公署、会社、工場等が密集し都市的形態を呈している。従つて物価指数も福岡市ならびに北九州地区に匹敵しているから、本町の地域給を四級地に指定せられたいとの請願。

第一八四五号 昭和二十七年四月十九日受理

福岡県太宰府町の地域給に関する請願
請願者 福岡県筑紫郡太宰府町 長 中村久二

紹介議員 吉田 法晴君

福岡県太宰府町は、全国に著名な観光地で、とりわけ有原道真の大祭期間には、観光客が殺到し、当地の物価をつり上げるため、生活費等に大きく響いている。しかるにさきの地域給改訂に際し、隣接地二日市および大野町より下位に置かれたことは、極めて不合理であるから、同町の特殊性を再検討の上隣接地域との不均衡を是正せられたいとの請願。

第一八四六号 昭和二十七年四月十九日受理

福岡県志賀島村の地域給に関する請願
請願者 福岡県粕屋郡志賀島村 長 阿曇磯興

紹介議員 吉田 法晴君

福岡県志賀島村は、地理的にも経済的にも福岡市と密接な関係にあり、本村の産出する魚介、果実、石炭等を除くすべての物資を移入に仰いでいる純消費地であるため、運賃諸掛の加算によつて生活物資の価格は福岡市を上回つており、その上占領軍の駐留、県立支海公園の指定等に伴い、生活水準は上昇の一途にあるから、本村の地域給を福岡市同様に引き上げられたいとの請願。

第一八四七号 昭和二十七年四月十九日受理

北海道富良野町の地域給に関する請願
請願者 北海道空知郡富良野町 議会議長 鎌田繁雄外三名

紹介議員 木下 源吾君

富良野町は、北海道の中央に位し、根室本線と富良野線の分岐点に当るが、日常消費物資は小樽、札幌、旭川等の諸都市を経て移入され、一方夕張その他の炭田を控えているため、主食を始め物資の交流がはげしく、物価も前記都市に劣らずかえつて高い場合もあるから、当地方における公務員の生活難を緩和するため、同町を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第一八六四号 昭和二十七年四月二十一日受理

北海道美幌町の地域給に関する請願

請願者 北海道網走郡美幌町長 豊田義之輔

紹介議員 木下 源吾君

北海道美幌町は、戦後の食糧事情によつて急激に人口が増加し、同町に諸官庁各種施設の拡充等から、いまや網走支庁管内随一の太町村となつたが、さらに昨年同地に警察予備隊が創設されるやその都市形態は、北見、網走両市の生活安定と、隣接北見、網走両市との均衡を考慮の上、同町を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一八六五号 昭和二十七年四月二十一日受理

北海道平取町の地域給に関する請願
請願者 北海道沙流郡平取町長 平佐武美外十名

紹介議員 木下 源吾君

北海道平取町は、四方を国有林に囲まれたへき地に所在するため日常生活物資がいちじるしく高価である上に、地理的關係で燃料費、医療費等の出費がかさむため、在勤公務員の生活は悲惨であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一八六六号 昭和二十七年四月二十一日受理

福岡県和白村の地域給に関する請願
請願者 福岡県粕屋郡和白村長 白石三平

紹介議員 吉田 法晴君

福岡県和白村は、福岡市を距る十二キロの郊外地であるため、生活程度は同市と変らず特に和自駅前、奈多、雁ノ巣飛行場方面は占領軍が駐とんしている關係で経済水準も高く、これらが本

村在勤の給与生活者に悪影響を及ぼしているから、本村の地域給を引き上げられたいとの請願。

第一八六七号 昭和二十七年四月二十一日受理

岐阜県揖斐町の地域給に関する請願
請願者 岐阜県揖斐郡揖斐町長 森五郎外十三名

紹介議員 森崎 隆君

岐阜県揖斐町は、大垣、岐阜両市に近接しているため、生活水準は両市と上下なくむしろ高い位であるのに勤務地手当の支給地から除かれていることは現状に照し誠にたえざるものがあり、公務員の人事交通にも支障となつてゐるから、すみやかに地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一九三三三号 昭和二十七年四月二十三日受理

高知県梼原町の地域給に関する請願
請願者 高知県梼原町 川村和嘉 治外一名

紹介議員 西山 龜七君

高知県梼原町一般に対する勤務地手当支給の級地の決定は、その地理的、経済的事実よりみて、なお、是正さるべき余地が非常に多いから、高知市四級地、中村町、後免地区、伊野地区、須崎町、安芸町、山田町、清水町、宿毛町、室戸地区、窪川町、佐川町を三級地、野市町、片地村、高岡町、稲生、介良地区、八田、神谷地区、木山町、大正町、横山村大橋、田野、奈半利地区、赤岡町、久礼町、甲浦町、池川町を二級地に指定せられたいとの請願。

第一九三四号 昭和二十七年四月二十三日受理

高知市の地域給に関する請願
請願者 高知市丸ノ内高知果官 公務員組合協議会内 中島陸馬外一名

紹介議員 西山 龜七君

高知果高知市の四国内において占める特殊の地位、とくに地理的隔絶性、主食生産の貧弱性、阪神よりの物資移入に基く物価高騰に原因して、公務員の生活は窮乏を極めてゐるから、当市を地域給四級地に指定せられたいとの請願。

第九七六号 昭和二十七年四月十九日受理

静岡県島田市の地域給に関する陳情
陳情者 静岡県島田市長 鈴木 繁蔵外八百二十五名

静岡県島田市は、勤務地手当の支給地区分において一級地であるが、本市における物資その他生活事情等から、いちじるしく不適当であるから、三級地に引き上げられたいとの陳情。

第一〇〇四号 昭和二十七年四月二十三日受理

熊本県大津町の地域給に関する陳情
陳情者 熊本県菊池郡大津町長 坂本篤美外三百六十五名

大津町は熊本市の東部菊池郡の東南部に位する県下町村内でも政治、経済、交通、文化等の各方面に相当優位を占め、ことに最近の発展は目覚ましいものがあるが、生活必需品物資の大部分を熊本市および阪神、京浜方面から移入している關係上、物価は地域給一級地の指定を受けている限府、宮地町を上

回る状態であるから、当町を地域給支給地に指定せられたいとの陳情。

第二〇一一号 昭和二十七年四月二十三日受理
高等学校教職員の給与に関する陳情

(三通)

陳情者 青森県南津軽郡黒石町

青森県黒石高等学校内

明本常丸外百二名

高等学校教育の振興を図るため、大学と義務制諸学校との間に、高等学校教職員に適用する俸給表を新に制定せられたいとの陳情。

第一〇一六号 昭和二十七年四月二十四日受理

愛知県塩津村の地域給に関する陳情

陳情者 愛知県宝飯郡塩津村長

福井頼

愛知県塩津村は、宝飯郡西部の中央に位し、三河織物の産地として知られており、東海レーヨンの工場があり、織布工業地として発展しつつあるが、生活物資の生産がないため、購買力がいちじるしく高く、しかも県立蒲郡公園、海水浴場を控えているため、本村在勤の公務員は、極めて苦しい立場に置かれているから、当地方唯一の地域給無級地である塩津村を地域給一級地に指定せられたいとの陳情。